



見積り埋戻費用を「確実な債務」と判断！

～出資の評価／純資産価額の計算上の負債～

相続税法上、債務控除の対象となる債務は、「確実な債務」に限られます。財産評価基本通達に定める出資の評価における純資産価額を計算する場合の負債についても同様です。今回は、出資の評価に当たり、評価会社が岩石等を採掘した跡地の埋戻費用を純資産価額の計算上の負債として資産の金額から控除できるか否かが争われた事案をご紹介します。(平成18年3月10日非公開裁決・一部取消し・TAINSコード F0-3-162)

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

被相続人は、相続開始日において採石事業を営むA社に対する出資3,200口（本件出資）を保有していました。A社と採掘地の土地所有者（被相続人ら3名）との間で、平成10年7月1日、土石採取に関する契約が締結され、その契約条項には採取事業終了後は採掘跡地を埋め戻して返還する旨記載されています。

審査請求人らは、相続税の申告において、本件出資の評価に当たり、A社の貸借対照表(平成14年11月期)の特定災害防止準備金（埋戻費用の額）508,299,641円を純資産価額の計算上の負債として資産の金額から控除しましたが、原処分庁は、埋戻費用は債務として認められないとして、更正処分を行いました。

なお、審査請求人らは、A社の会計処理とは別に、相続開始日における埋戻費用(262,921,591円)を見積り、その計算資料を不服審判所に提出しています。

<審判所の判断>

不服審判所では、A社の見積り埋戻費用を「確実な債務」と認め、更正処分の一部を取り消しました。

- ① 相続税法第13条及び第14条に規定する債務については、債務が存在するとともに、債務者においてその履行義務が法律的に強制されている場合に限らず、社会生活上、営業継続上若しくは債権債務成立の経緯等に照らして事実的、道義的に履行が義務づけられているか、あるいは、履行せざるを得ない確実性の高い債務、すなわち債務の存在のみならず、履行が確実と認められる債務か否か、債務の内容を個々に判断し、相続開始時における債務の確実性とその評価額（具体的な負担時期と金額等）を確定していく必要があると認められる。
- ② A社は、土地所有者に対する埋戻しをしなければならないという義務（債務）を負っていることに加え、碎石法等により法的にその債務の履行が義務付けられ、社会生活上及び営業継続上からもその履行を避けることができない状況下にあることが認められる。
- ③ 埋戻費用は、債務の存在と履行の確実性の観点から相続税法上の「確実と認められる債務」であると判断するのが相当であり、埋戻費用の額は、財産評価基本通達に定める1口当たりの純資産価額の計算上の負債として資産の金額から控除すべき債務と認められる。
- ④ 請求人らの提出した計算資料を検討したところ、相続開始日現在の埋め戻すべき採掘跡の容積は、測量会社が平成14年11月14日に測量した「土量計算書」を基礎として推定していること、埋戻し工事は、A社が自社の従業員と重機等を使用して行う場合の person 費・軽油代等を同社の実績資料により算定されていること、一日当たりの埋戻し数量も同社の稼働実績に基づき算定されていることから、その算定方法には合理性があり、その計算資料による計算も適正であると認められることから、262,921,591円は、純資産価額の計算上の負債として資産の金額から控除できる適正な金額であると判断される。

……（税法データベース編集室 依田孝子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判21頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記までご一報ください。

JUSTAX 第183号(平成20年10月10日号)／編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-2 モリタビル／TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628